ゴールドカード
クラシックカード
保険サービス

ご利用の手引き

<コーポレートカード用>

Insurance

SMBC 三井住友カード株式会社

1. 海外旅行傷害保険

ゴールドカード

・当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。

担保項目	傷害		疾病
	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用
保険金額（注1）	最高5,000万円	300万円 （1事故の限度額）	300万円 （1疾病の限度額）
保険金をお支払いする主な場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●医師の治療を受けられた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ●妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ●旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した所定の感染症（注3）で旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に5,000万円 ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて3%～100%	●事故発生日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により、ホテル等で医師の治療を受けた場合の客室料 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用（20万円限度） ・国際電話料等通信費 ・入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） ●入院により当初の旅行行程を離脱した場合に、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費 ・ただし払戻を受けた金額や負担を予定していた金額は控除されます。 ●病院までの交通費（保険会社が妥当と認めたものに限ります。）	●治療開始日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額

注1）複数のクレジットカード（他社カード含む）付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード（他社カード含む）に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。

※Visaカードとマスターカードを両方お持ちの場合でも、支払保険金額は1枚分となります。

注2）旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で日本の住居を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。

当該カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

賠償責任	携行品損害	救援者費用
5,000万円 （1事故の限度額）	**50万円** （1旅行中かつ 1年間（注4）の限度額）	**400万円** （1年間（注4）の限度額）
●旅行期間（注2）中に偶然な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ●他人の財物を使用・管理中に与えた損害は除きます。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 ・宿泊施設の客室、客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキー ・居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合は除きます。） ・レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品	●旅行期間（注2）中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ●「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。 ●携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの、別送品は含みません。また危険なスポーツを行っている間のそれらの用具の損害については保険金は支払われません。	●旅行期間中（注2）に救援対象者が、 ●死亡した場合 ・ケガによる事故後180日以内の死亡 ・疾病による死亡 ・発病した疾病により旅行期間終了後30日以内の死亡 ●ケガまたは発病した疾病により、7日間以上継続入院した場合 ●山岳遭難、搭乗機・船舶が行方不明・遭難した場合 ●偶然な事故により生死が確認できない場合、または緊急な捜索救助を要する状態を警察等が確認した場合
●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要・有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 ●示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。 ●保険会社には示談代行の義務はありません。	●1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）をご自身で負担していただきます。 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額（修理可能な物は時価を限度として修理費）を指します。ただし1個1組1対につき10万円を限度とします。 ●航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。 ●旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄り在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。	●救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費（救援者3名分限度） ●現地でのホテル等客室料（救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度） ●現地からの救援対象者の移送費用 ●救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用（100万円限度） ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費（20万円限度） ●捜索救助費用

注3）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（★1）①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症　●鼎口虫（がっこうちゅう）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（★2）

（★1）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（★2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

注4）当該カードご加入日（会員がカード会社に登録された日）応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。
※当該保険は自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険は付帯しておりません。
　海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動車保険へのご加入を推奨します。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

2. 海外旅行傷害保険

クラシックカード

事前に旅費等を当該カードでクレジット決済いただくことが前提となります。

補償項目	傷害		疾病
	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用
保険金額（注1）	最高2,000万円	50万円 （1事故の限度額）	50万円 （1疾病の限度額）
保険金をお支払いする主な場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、 ●医師の治療を受けられた場合	●被保険者が旅行期間（注2）中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ●妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ●旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した所定の感染症（注3）で旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に2,000万円 ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて3%～100%	●事故発生日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により、ホテル等で医師の治療を受けた場合の客室料 ●治療のために必要となった通訳雇入費用 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用（20万円限度） ・国際電話料等通信費 ・入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） ●入院により当初の旅行行程を離脱した場合に、旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費 ・ただし払戻を受けた金額や負担を予定していた金額は控除されます。 ●病院までの交通費（保険会社が妥当と認めたものに限ります。）	●治療開始日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額

注1）複数のクレジットカード（他社カード含む）付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード（他社カード含む）に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。

※Visaカードとマスターカードを両方お持ちの場合でも、支払保険金額は1枚分となります。

注2）旅行期間とは、以下の期間をいいます。
日本を出国する以前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金を当該カードでクレジット決済いただいた場合、あるいは日本を出国する以前にその予約を行い、料金を当該カードでクレジット決済いただいた場合で、「日本を出発してから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間」
●会員資格が有効である期間中に当該カードでクレジット決済により料金を支払った場合に限ります。

※公共交通乗用具とは……日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においては、これに準じる乗用具をいいます（当該旅行のために乗用するものに限ります。）。

※募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

当該カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

賠償責任	携行品損害	救援者費用
2,000万円 （1事故の限度額）	**15万円** （1旅行中かつ 1年間（注4）の限度額）	**100万円** （1年間（注4）の限度額）
●旅行期間（注2）中に偶然な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ●他人の財物を使用・管理中に与えた損害は除きます。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 ・宿泊施設の客室、客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキー ・居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合は除きます。） ・レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品	●旅行期間（注2）中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ●「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。 ●携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの、別送品は含みません。また危険なスポーツを行っている間のそれらの用具の損害については保険金は支払われません。	●旅行期間中（注2）に救援対象者が、 ●死亡した場合 ・ケガによる事故後180日以内の死亡 ・疾病による死亡 ・発病した疾病により旅行期間終了後30日以内の死亡 ●ケガまたは発病した疾病により、7日間以上継続入院した場合 ●山岳遭難、搭乗機・船舶が行方不明・遭難した場合 ●偶然な事故により生死が確認できない場合、または緊急な捜索救助を要する状態を警察等が確認した場合
●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要・有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 ●示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。 ●保険会社には示談代行の義務はありません。	●1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）をご自身で負担していただきます。 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額（修理可能な物は時価を限度として修理費）を指します。ただし1個1組1対につき10万円を限度とします。 ●航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。 ●旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄り在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。	●救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費（救援者3名分限度） ●現地でのホテル等客室料（救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度） ●現地からの救援対象者の移送費用 ●救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用（100万円限度） ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費（20万円限度） ●捜索救助費用

注3）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（★1）：①一類感染症②二類感染症③三類感染症④四類感染症　●鳥口虫（がっこうちゅう）●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（★2）

（★1）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（★2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

注4）当該カードご加入日（会員がカード会社に登録された日）応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。

※当該保険は自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険は付帯しておりません。
　海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動車保険へのご加入を推奨します。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

3. 国内旅行傷害保険

ゴールドカードのみ

・事前に旅費等を当該クレジットカードで払い込んでいただくことが前提となります。

担保項目	公共交通乗用具搭乗中傷害事故	宿泊火災傷害事故	募集型企画旅行参加中傷害事故
保険金額（注1）	死亡・後遺障害保険金額　最高5,000万円 入院保険金日額（フランチャイズ7日(注2)）　5,000円 通院保険金日額（フランチャイズ7日(注2)）　2,000円 手術保険金　最高20万円		
保険金をお支払いする主な場合	被保険者が当該クレジットカードにより公共交通乗用具搭乗券を予め購入し、公共交通乗用具（注3）に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者が当該クレジットカードにより予め宿泊料金を払い込んだ宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者が当該クレジットカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行（注4）の料金を予め支払い、宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合
お支払いする保険金	①死亡された場合…被保険者の法定相続人に　5,000万円 ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて3%～100% ③[入院保険金日額×入院日数]（ただし、事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が支払の限度） ④手術の種類に応じて[所定の倍率（10倍、20倍、40倍）×入院保険金日額]（ただし、手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る） ⑤[通院保険金日額×通院日数]（ただし、事故の発生の日から180日以内の通院でかつ90日が支払の限度）		

注1）他のクレジットカード付帯の傷害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害、入院、通院の保険金額・保険金日額は合算されず、いずれか高い方がお支払限度となります。
※Visaカードとマスターカードを両方お持ちの場合でも、支払保険金額は1枚分となります。
注2）事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。
注3）公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
注4）宿泊を伴う募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。
※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

4. 海外・国内航空便遅延保険

ゴールドカードのみ

・海外旅行の場合は、当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。
・国内旅行の場合は、事前に旅費等を当該クレジットカードで払い込んでいただく（注１）ことが前提となります。

担保項目	航空便遅延費用（注３）			
	乗継遅延費用	出航遅延・欠航・搭乗不能費用	手荷物遅延費用	手荷物紛失費用
保険金額	**2万円**（1回の遅延の限度額）	**1万円**（1回の遅延の限度額）	**1万円**（1回の遅延の限度額）	**2万円**（1回の遅延の限度額）
保険金をお支払いする主な場合	海外旅行において（注１）、被保険者が旅行期間（注２）中に ●航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、実際の到着時刻から４時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合	●搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から４時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合 ●４時間以上の出航遅延 ●欠航・運休 ●搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能	●搭乗する航空便が目的地に到着してから６時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかった場合 ●受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着・寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・櫛等の生活必需品が含まれていた場合に限ります。	●搭乗する航空便が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかった場合
お支払いする保険金	乗継地点において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代およびホテル等の客室料	出航地において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代 ●ホテル等の客室料はお支払い対象となりません。	目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用	航空便の目的地到着後96時間以内に、目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用

被保険者が航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達の遅延・紛失等により負担した一定の費用を補償するものです。
注１）一方、日本国内では、次のいずれかに該当した場合に、航空便に関わる遅延に応じて上記の費用保険金が支払われます。
ａ）航空便に搭乗する前に被保険者がその料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合
ｂ）被保険者がカード会社を通じて航空便の予約を行い、その料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合
ｃ）宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中で、被保険者がその料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合
ただし、海外旅行の旅行期間（注２）中に利用する日本国内の航空便に関わる遅延については、海外航空便遅延保険の支払が優先し、重複して保険金が支払われることはありません。
注２）旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で日本の住居を出発してから日本の住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前０時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から３ヶ月後の午後12時までを限度とします。
注３）同様の費用に対し保険金が支払われる他の保険契約がある場合には、按分して保険金をお支払いします。
※VISAカードとマスターカードを両方お持ちの場合でも、支払保険金額は１枚分となります。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

■保険金をお支払いできない主な事故

①傷害事故（海外・国内共通、国内はゴールドカードのみ）

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産
- 保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- 地震・噴火・津波による事故（海外旅行傷害保険は除く）
- 原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故

※危険なスポーツとは……山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦(注2)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。

(注1)山岳登はんとはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(注2)航空機にはグライダーおよび飛行船は含みません。

(注3)航空機操縦には職務として操縦する場合は含みません。

(注4)超軽量動力機とはモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

- 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）の事故
- 公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）

※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。（施設管理者の事故証明書が必要）

- 募集型企画旅行（宿泊を伴うもの）に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。（国内旅行のみ）　など

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

②疾病治療費用（海外のみ）

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 原因がいかなるときでも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登はん中の高山病　など

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③賠償責任（海外のみ）

- 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故（仕事上の賠償責任）
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

④携行品損害（海外のみ）

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 置き忘れまたは紛失による事故（置き忘れ後に生じた盗難も含む）
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する代金引換手数料
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等　など

★現金・小切手・有価証券類、切手、預貯金証書・クレジットカード・運転免許証等、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ（前記※参照）を行っている間の用具等は携行品に含まれません。

⑤救援者費用（海外のみ）

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為（自殺による死亡を除く）
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故（無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く）
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病（妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く）による入院
- 歯科疾病による入院　など

⑥航空便遅延費用（海外・国内共通、ゴールドカードのみ）

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故
- 地震・噴火・津波による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故　など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

5.アクシデントが発生した場合には

■海外旅行の場合（ゴールドカード・クラシックカード共通）

1.保険金申請までの手順

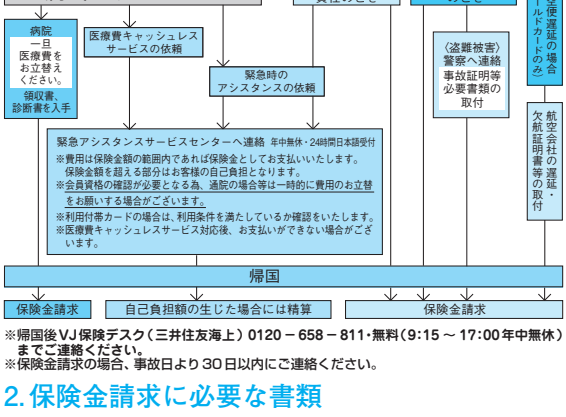

※帰国後VJ保険デスク（三井住友海上）0120－658－811・無料（9:15～17:00年中無休）までご連絡ください。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2.保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		死亡保険金	後遺障害保険金	治療費用保険金	救援者費用保険金	携行品損害保険金	賠償責任保険金	航空便遅延費用保険金（ゴールドのみ）
現地でご手配いただく書類	医師の診断書			◎(注1)			◎(注2)	
	治療費の明細書・領収書			◎			◎(注2)	
	死亡診断書	◎						
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○	○
	盗難届出証明書					◎		
	支出を証明する書類				◎			◎
	示談書						◎	
	示談金領収書						◎	
	損害額を立証する書類						◎	
	遅延を証明する書類（ゴールドカード）							◎
国内でご手配いただく書類	購入時の領収証・保証書					◎		
	修理見積書・修理費用領収証					◎		
	損害品の写真（盗難以外の場合）					○		
	除籍謄本	◎						
	委任状・戸籍謄本	○						
	後遺障害診断書		◎					
	印鑑証明書	○	○	○	○		○	
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国日を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	当該クラシックカードの利用を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
（注1）診断書料は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。
（注2）対人賠償の保険金請求に必要となります。

■国内旅行の場合（ゴールドカード）
保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	入院・通院保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	航空便遅延保険金
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
診療状況申告書	○			
同意書	◎	◎	◎	
診断書	○			
後遺障害診断書		◎		
事故証明書	◎	◎	◎	◎
支出を証明する書類				◎
遅延を証明する書類				◎
死亡診断書または死体検案書			◎	
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			◎	
委任状	○	○	○	○
念書			○	
印鑑証明書	○	○	○	
当該カードの利用を証明する書類	◎	◎	◎	◎

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
※保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

サービス内容に関するお問合わせ・アクシデント発生時のご連絡先

VJ保険デスク（三井住友海上）

受付時間／日本時間　9：15~17：00　年中無休

■国内から

0120-658-811（無料）

■海外から

国識別番号　地域番号　地域内番号

81　－　18　－　888－9225

※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。
※海外からコレクトコールを希望の場合、お客さま自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。

6. 日本語緊急援助サービスについて

アシスタンスサービス

1. 三井住友海上の緊急アシスタンスサービス〈年中無休・24時間・日本語受付・無料(注)〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

2. サービスの内容

●ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の緊急派遣、医薬品類の緊急手配、通訳の紹介・手配
●ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス
現地でのご遺体の埋葬、ご遺体の本国への移送
●その他のアシスタンス
救援者の渡航・宿泊手配、遭難された場合の捜索・救助
●法律上のアシスタンス
弁護士の紹介・手配　　など
※アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センター（次ページご参照）へご連絡のうえ、オペレーターの案内に従ってご利用ください。

3. サービスの費用について

●アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
●サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。
●会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

4. ご連絡先

お客さまのご滞在地域により、次ページの電話番号におかけください。通話料無料(注)でおかけになれます。

(注) 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。

<緊急アシスタンスサービスご連絡先>

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ 本土・ハワイ・グァム・サイパン	1-833-950-0895
カナダ	1-833-907-7546
メキシコ	01-800-123-3165
アルゼンチン	0800-777-0121
コロンビア	01-8009-812125
ブラジル	0800-761-0219
ペルー	0800-53-282
シンガポール	800-8110-833
インドネシア	007803-81-1-0040
タイ	1800-011-220
フィリピン	1-800-1-8110328
ベトナム	120-81-047
中国携帯 / 全土	4001-203741
香港	800-90-0364
台湾	00801-81-2778
韓国	00798-81-1-0833
オーストラリア 本土	1-800-718-261
ニュージーランド	0800-64-0365
イギリス	0808-23-44030
イタリア	800-7-89395
オーストリア	0800-298839
ギリシャ	00-800-8113-0139
スイス	0800-89-5961
スウェーデン	020-790-258
スペイン 本土	9009681-92
チェコ	800-144-035
デンマーク	8025-4544
ドイツ	0800-1-80-2244
ハンガリー	06-800-21625
フランス・モナコ	0800-90-8506
ベルギー	0800-1-2561
ポーランド	00-800-811-1221
ポルトガル	800-8-81-055
ルクセンブルク	8002-6036
ロシア	8-800-301-8863
アラブ首長国連邦	800-081-0-0146
イスラエル	1-80-946-5203
全世界(上記電話がご利用いただけない場合)	050-3820-3992

※電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

7.お買物安心保険（動産総合保険）

1.補償内容

三井住友コーポレートカード会員が、補償期間中に当該カードのクレジット決済で購入した商品が購入日および購入日翌日（配送等による場合には商品の到着日）より200日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償されます。

※この内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

2.自動的に補償されます

事前にご通知いただくことは必要ありません。当該カードのクレジット決済でお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。

3.被保険者

三井住友コーポレートカード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

4.補償期間

毎年6月1日から1年間でかつ三井住友コーポレートカード会員である期間に購入された商品が補償の対象になります（特別な通知がない限り毎年6月1日以降自動継続となります。）。

5.期間中の補償限度額

会員1名につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

	三井住友 ゴールドカード	三井住友 クラシックカード
補償限度額	300万円	100万円
自己負担額	3,000円	
対象期間	購入日および 購入日の翌日より200日間	
対象となる利用	海外利用・国内利用	海外利用

（注）（1）補償限度額：会員1名につき年間の補償金支払いの限度です。
（2）自己負担額：1事故につき3,000円が自己負担額となります。
（3）対象期間：商品の購入日から始まり購入日の翌日から起算して200日間が補償対象期間となります。

6.お支払いする保険金の額

当該カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を当該カードのクレジット決済で支払った場合には、当該カードのご利用控の金額を限度とします。

7.補償の対象となる商品

当該カードのクレジット決済で購入した商品が対象となります。
ただし、次の「補償の対象とならない主な商品」は除かれます。

8.補償の対象とならない主な商品

- 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- 携帯式通信機器(注)およびこれらの付属品

（注）携帯電話・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等をいい、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器は含まれません。

- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
- 食料品
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 不動産および不動産に準ずるもの
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- ギフトカードで購入した商品

9.補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- 保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- 国または公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質に起因する損害
- 紛失または置き忘れ（置き忘れ後に生じた盗難も含む）に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 故障による損害
- 商品の誤った使用に起因する損害
- 商品の配送中に生じた損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 絵画、骨董品等美術品の損害に対する価値の下落
- 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 商品の保管場所において、事理弁識能力のある満15歳以上の者の不在時に生じた盗難による損害（不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます。）
- 置き配(注)後に被保険者またはその同居人が受け取るまでに保険の対象に生じた損害

（注）あらかじめ指定した場所に非対面で荷物などを届けるサービス

10. 保険金請求

●補償の対象となる損害が発生した場合は、すみやかにVJ保険デスク（三井住友海上）にお電話にてご連絡してください。
●後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
●保険金請求に必要な書類

保険金の種類 / 保険金請求書類	破損事故保険金	盗難事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	備　考
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください。
罹災証明および盗難届出証明書		◎	◎		所轄の消防署・警察署で取り付けてください。
修理費見積書または領収書	◎		◎	○	修理先または購入先で取り付けてください。
売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎	
損害を受けた対象物（現物）	○		○	○	
損害明細書	◎	◎	◎	◎	
損害状況写真	○		○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます。

（注）（1）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
（2）全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
（3）上記各書類はコピーではなく本紙が必要です。
（4）盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
（5）配送後の商品の損害については原則として受領証（商品の到着日を確認）が必要となります。
（6）上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

メ　モ

メ　モ

お問合せおよび事故の際のご連絡先

本保険についてのお問合せおよび、
万一事故にあわれた場合のご連絡先

VJ 保険デスク（三井住友海上）

■国内から

0120-658-811（無料）

■海外から

国識別番号　地域番号　地域内番号
81 － 18 － 888－9225
（海外からコレクトコールを希望の場合、お客さま自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。）

受付時間／日本時間　9：15~17：00　年中無休
※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。

▶本サービスは、カード会社を保険契約者とし、三井住友カード会員さまを被保険者とする保険契約です。

▶本手引はお持ちのカードに付帯されているカード付帯保険サービスの概要についてご説明させていただいたものであり、実際の保険金お支払いの可否は普通保険約款および特約等に基づきます。

▶カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。

SMBC 三井住友カード株式会社

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

2025年12月（492952）